

「ニコパカード」のお申込みの御案内

三木市では、市内間移動のバス運賃に「**一律運賃制**」を導入しています。
この「一律運賃制」の適用には、**乗車区間を認識できるシステムがある**
「ニコパカード」を利用していただくことが必須となります。
カードをお持ちでない場合、正規運賃をお支払いいただくこととなります。
「ニコパカード」をまだお持ちでないかたは、必ずお申込みください。

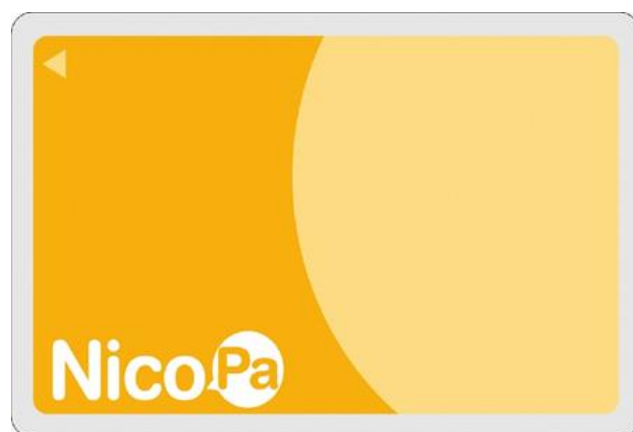
「一律運賃制」とは

市内間移動のバス運賃を、原則として一律200円(小児・障がい者(※)100円)とし、正規運賃と一律運賃との差額は市がバス事業者に補填します。
(※)身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのかたが対象です(以下同様)。

「ニコパカード」とは

神姫バスや神姫ゾーンバスなどで利用できるICカード乗車券です。

このカードを利用することにより、正規運賃と一律運賃との差額の算出に必要なバス利用者の乗車区間を正確に把握することができます。



お申込方法

【申込場所】

(市) 交通政策課又は吉川支所までお越しください(平日の午前9時～午後5時)。



① 窓口に設置している「ニコパカード申込書兼受領書」に、住所、氏名などの必要事項を記入してください。

なお、「ニコパカード」の交付の際に、**カード1枚につき預かり金として500円が必要**です。



② 神姫バスグループの営業所またはバスの車内で「ニコパカード」にチャージ(入金)してから御利用ください。

※ 「ニコパカード」が不要となった場合、神姫バスグループの乗車券販売窓口に返却していただければ、預かり金500円は返却されます。

※ 神姫バス(株)が運営するニコパクラブへ入会される場合は、「ニコパカード」の交付の際の預かり金500円は不要です。

詳しくは、神姫バス(株)営業課(TEL:079-223-1344)まで直接お問合せください。

☆ 既に「ニコパカード」をお持ちのかたはお申込みできません

既に「ニコパカード」をお持ちのかたは、お持ちの「ニコパカード」にチャージ(入金)して御利用ください。

☆ 小学生以下で「ニコパカード」をお申込みされるかたへ

「小児用ニコパカード」が発行されます。カードを発行する御本人の学年確認のため、年齢をカードに登録する必要がありますので、お申込方法については上記の神姫バス(株)営業課まで直接お問合せください。

☆ 身体障害者手帳又は療育手帳を持参してバスに乗車されるかたへ

「障がい者用特割ニコパカード」が発行されます。カードの発行には、身体障害者手帳又は療育手帳が必要となります。障がいの程度などをカードに登録する必要がありますので、お申込方法については上記の神姫バス(株)営業課まで直接お問合せください。

【問合せ先】 三木市 都市整備部 交通政策課
〒673-0492 三木市上の丸町 10-30
【TEL】 0794-82-2000 (内線 2297、2299)
【時間】 平日 8:30～17:00

【参考までにお読みください】

1 お得に利用できます

「普通」チャージ（入金）を行えば、入金額に「割増し1割」が加算されます。また、「徳用」チャージを行えば、入金額に「割増し2.5割」が加算されます。チャージは、バス車内や神姫バスグループの乗車券販売窓口で行えます。

入金額		利用可能額	
普通	1,000円	普通	1,100円
徳用	1,000円	徳用	1,250円

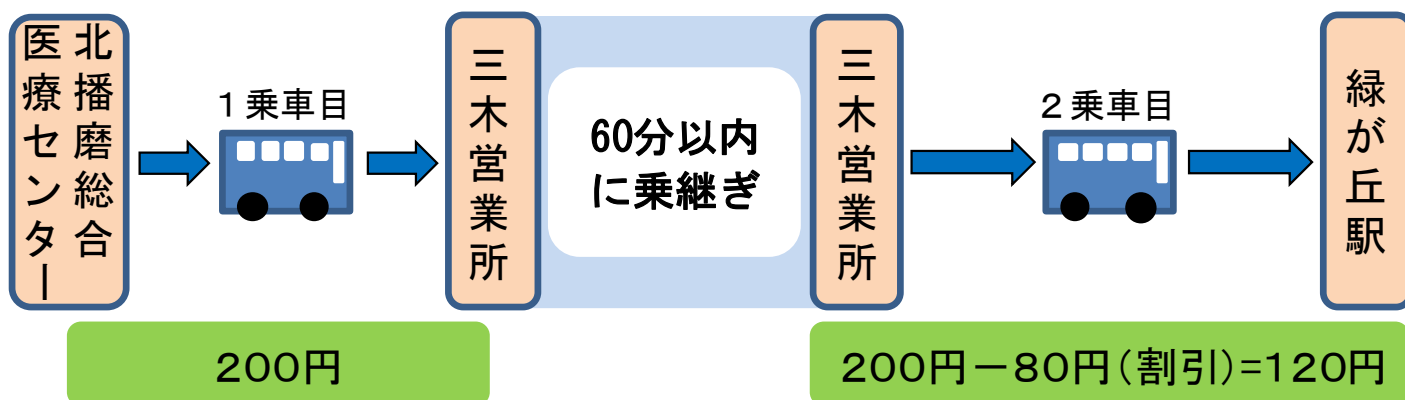
※ 「徳用」は、午前9時30分から午後4時までの間に降車される場合に適用となります。

※ 同じカードに「普通」と「徳用」の両方をチャージしている場合、「徳用」の適用時間帯に降車されると、自動的に「徳用」から精算されます。

2 乗継割引が適用されます

降車から次の乗車まで60分以内に乗り継いでバスを利用した場合、2乗車目の運賃から自動的に80円割引（小児・障がい者40円割引）となります。

(例)



3 カード名義人以外のかたも利用できます

カード名義人だけでなく、家族、友人でも利用できるほか、1枚のカードで同時に複数人の運賃を精算することができます。

降車の際、乗務員に利用人数を伝えてから読取機にタッチしてください。

※小児用、障がい者用、通学定期券は、カード名義人のみ利用できます。

4 「ニコパカード」の利用方法

① 乗車時

バスの乗車時に、車内の読取機に「ニコパカード」をタッチします（ピッと音が鳴るまで1秒程度）。

※整理券をお取りいただく必要はありません。

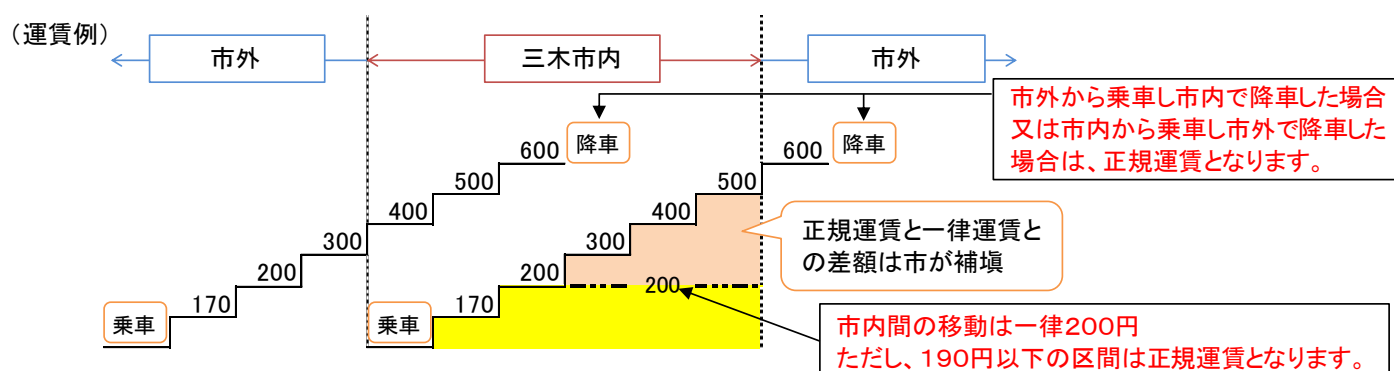
バス車内



② 降車時

バスの降車時に、乗務員運転席横の読取機に「ニコパカード」をタッチすると、運賃が自動的に精算されます（カード内の残高は、乗車時と降車時に読取機にタッチした際に確認することができます。）。

5 「一律運賃制」のイメージ



(※1) 乗車区間が市域を越える利用（三木営業所→三宮など）の場合は、従来どおり路線バスの正規運賃となります。

(※2) 路線バスの運賃が190円以下の区間は、その金額が正規運賃となります。

(※3) 緑が丘、自由が丘及び青山地域については、地域内での正規運賃を160円均一として国から認可を受けています。このため、この地域内での移動に限り運賃は160円均一となります。